

第 11 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 錄

開 催 年 月 日		令 和 6 年 4 月 25 日				
開 催 場 所		行 田 市 產 業 文 化 會 館 2A 會 議 室				
開 議 時 刻		9 時 00 分				
閉 議 時 刻		9 時 45 分				
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 狀 況	議席番号	氏 名	摘 要	議席番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	9	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席
	2	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	10	関 口 浩 幸	出 席 欠 ○ 席
	3	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席	11	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席
	4	赤 羽 修 一	出 ○ 席 欠 席	12	田 口 隆 一	出 ○ 席 欠 席
	5	高 澤 克 芳	出 ○ 席 欠 席	13	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席
	6	川 島 悅 男	出 ○ 席 欠 席			
	7	太 田 實	出 ○ 席 欠 席			
	8	間 々 田 英 治	出 ○ 席 欠 席			

農地 利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要	
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰男	出○席 欠席	
	②	西村 浩一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴義	出○席 欠席	
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席	
	④	浜山 陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる江	出○席 欠席	
	⑤	森田 一男	出○席 欠席	⑮	江川 直一	出○席 欠席	
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正彦	出○席 欠席	
	⑦	江袋 年史	出○席 欠席	⑰	島寄 典緒	出○席 欠席	
	⑧	新藤 雄作	出○席 欠席	⑱	荻原 増夫	出○席 欠席	
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達也	出○席 欠席	
	⑩	高沢 宗春	出○席 欠席	⑳	木村 民夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	小林 誠	
					次長	広田 敦史	
					主任	八幡 加奈	

1 開会	事務局長	※ 4月人事異動者紹介・挨拶 開会宣言（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 (会長が議長となり、以後の議事を進行)
3 議長選出		
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、伊東委員、田口委員両名にお願いいたします。
5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て	事務局次長	それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題とい たします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、7件となっております。 進行番号1から3は、熊谷市下川上〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、経営の拡大を図るため、売買により 所有権の移転を行おうとするものでございます。 進行番号1は、鴻巣市中央〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する上池守字天神町〇〇〇〇番〇 〇〇〇、地目：田、2, 400 m ² について、進行番号2は、東京都練馬区大泉町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する上池守字天神町〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、2, 600 m ² について、 進行番号3は、さいたま市見沼区東大宮〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する上池 守字天神町〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、565 m ² について、それぞれ売買により所有権の移転を行おう とするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。星宮公民館の北西に位置する上池守地内の農振 農用地でございます。 次の進行番号4と5は、持田〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、経営の拡大を図るた め、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 進行番号4は、前谷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字六反沼〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、 1, 065 m ² について、進行番号5は、棚田町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有す る持田字東谷〇〇〇〇番、地目：田、880 m ² について、それぞれ売買により所有権の移転を行おうとする ものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページと3ページをご覧ください。2ページは進行番号2で泉小の南に

『議案第2号』 農地法第5条第1項 の規定による許可申請	議長	位置する農地、3ページは進行番号3で行田総合病院の西に位置する農地でございます。 次に進行番号6でございますが、佐間〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字西浦〇〇〇〇番、地目：田、998m ² 外2筆、計2,644m ² について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。やなぎ幼稚園の北西に位置するご覧の農地でございます。 次に進行番号7でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字下埼玉通〇〇〇〇番、地目：田、634m ² 外13筆、計1万1,174m ² について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の5ページから7ページをご覧ください。5ページが、小針クリーンセンターの南から南西に位置する農地、6ページが鴻巣市境に近い県道騎西鴻巣線の南北に位置する農地、7ページが古代蓮の里の西に位置する農振農用地でございます。 以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	江川委員	以上、説明とさせていただきます。
	事務局次長	事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。
	議長	位置図7ページの古代蓮の里のところの〇〇〇〇と〇〇〇〇ですが、田んぼアートに影響はありませんか。
	議長	田んぼアートの区域ですが、東側の道路までではなく、道路から3枚くらい残したところから絵柄になります。こちらは区域に入っておりませんので影響はございません。
	議長	他にございますか。
	議長	(なし)

書に対する審議について	事務局次長	<p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号は、8件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、北本市西高尾〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇〇さんが、越谷市越ヶ谷〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇〇さんが所有する野字中道〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畠、40m²外1筆、計320m²について、売買により住宅1棟、129.18m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものございます。</p> <p>申請人は現在、北本市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、藤原町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇〇さんが、千葉県習志野市谷津〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号〇〇〇〇さんが所有する若小玉字六本木〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畠、347m²について、売買により住宅1棟、57.14m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから将来のことを考え、子供が小学校に上がる前に住宅の建築をしたいと考えていたところ、妻の実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。星川の西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、佐間〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇-〇〇〇〇号〇〇〇〇さんが、父親である小見〇〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する小見字砂前〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畠、397m²について、使用貸借により住宅1棟、129.62m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来のことを考え、住宅の建築について父親に相談したところ、実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。国道125号の南に位置する小見地内の集落</p>
-------------	-------	--

に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、佐間〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇一〇〇〇〇号　〇〇〇〇さんが、義理の父である埼玉〇〇〇〇番地　〇〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番、地目：畠、456m²について、使用貸借により住宅1棟、99.36m²を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長と共に将来的には手狭になると考え、住宅の建築を計画したところ、妻の実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、北本市大字下石戸上〇〇〇〇番地〇〇〇〇号　〇〇〇〇さん外1名が、佐間〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号　〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する佐間字野合〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畠、106m²外1筆、計482m²について、売買により住宅1棟、93.98m²を建築するための敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は現在、北本市内の借家に夫婦で生活しておりますが、今後、家族が増えることを考え住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、公園用地などに囲まれた農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。県立さきたま史跡の博物館の西に位置する佐間地内の連たん性のない農地でございます。

次に進行番号6でございますが、下忍〇〇〇〇番地〇〇〇〇　〇〇〇〇さんが、栄町〇〇〇〇番〇〇〇〇号　〇〇〇〇さんが所有する長野字白山〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、660m²について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があつたものでございます。

申請人は近隣の長野〇〇〇〇丁目地内で運送業務を営んでおりますが、事業の拡大と共に営業車も増え、既存の事業用地で駐車スペースを確保するのに苦慮しておりました。この度、必要に迫られさらに新車2台を購入し、6月に納車予定となっていることから、新たな駐車場を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落

宮崎委員	<p>内農地でございます。</p> <p>次に進行番号7でございますが、大阪市中央区道修町〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号　〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇〇〇〇　〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する、埼玉字境松通〇〇〇〇番、地目：畠、327m² 外1筆、計998m²について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至つたものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計152枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万2,633kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ページ一番下の斜線部分で、県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号8でございますが、蓮田市閏戸〇〇〇〇番〇〇〇〇さんが、亡〇〇〇〇さんが所有する関根字野中〇〇〇〇番、地目：畠、2,135m² 外1筆、計4,403m²について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があつたものでございます。</p> <p>申請人は、埼玉県内で土木工事業を営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。</p> <p>申請地はこれまで、〇〇〇〇さんが所有しておりましたが、跡を継ぐ者がいなかつたことから、地域で相談したところ、近隣で営農している〇〇〇〇さんが引き受け、麦、大豆を作付けする事になったものでございます。</p> <p>工事期間は6ヶ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置する関根地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る4月19日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る4月25日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行つたところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお</p>
------	--

報告事項	議長	願いいたします。 事務局から議案第2号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいいたします。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。
	主任	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいいたします。 議案書3ページをご覧ください。 (1) 及び (2) につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (1) 「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、2件の届出があり、転用目的は、長屋でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2) 「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地（15棟）でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、4ページをご覧ください。 (3) 「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 本件は、15件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。 合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

6 その他	事務局長 主任	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・令和5年度行田市農業委員会クラブ収支決算について ・農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について ・地域計画について
7 閉会	農政課主査 事務局長	以上をもちまして、第11回農業委員会を終了いたします 本日は、ありがとうございました。 (9:45)

第11回（令和6年4月25日開催）